

最新型のトラック・バスに買い替えませんか？

—最新規制適合自動車代替促進事業補助金—

名古屋市では、大気環境の改善を図るため、市内に事業所を有する中小企業事業者、幼稚園・保育園・学校及び福祉施設等の貨物自動車等や乗合自動車等を最新型の車両に買い替える際に補助を行います。

補助金額	小型貨物自動車（車両総重量3.5トン超7.5トン以下）	30万円
	中型貨物自動車（車両総重量7.5トン超12トン以下）	40万円
	大型貨物自動車（車両総重量12トン超）	50万円
	乗合自動車	35万円

※1 者あたり2 台まで。

※旧車の名義変更を廃車とみなす場合は20 万円減額。

受付：令和7年4月1日（火）から令和8年3月2日（月）まで
持参、郵送（消印有効）又は電子メール（押印不要）

◎受付は先着順です。予算額に達した日をもって受付を終了します。

◎補助は、車両の登録・代金支払い前の申請が必要です。交付決定後に車両登録、代金支払いをしてください。

◎ご不明な点等がありましたら、申請前に下記までご相談ください。

名古屋市 環境局 地域環境対策部 大気環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（名古屋市役所東庁舎5階）

TEL:052-972-2682 FAX:052-972-4155

E-mail:a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

●詳細は名古屋市公式ウェブサイトで確認してください。

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-3-20-2-0-0-0-0-0-0.html>

名古屋市 最新規制

検索



主な補助対象者：名古屋市内に事業所を有し、次の表のいずれかに該当する者
上記の者を自動車の使用者として貸渡す自動車リース事業者

貨物自動車等	○中小企業者 等
乗合自動車等	○幼稚園、保育園 ○学校 ○福祉施設 ○病院、診療所 ○中小企業者 等

※個人事業主は対象となります。事業を行っていない個人は対象外です。

※国の地方行政機関、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する法人は除きます。

主な補助の条件：

	貨物自動車等	乗合自動車等
旧車（買い替え前の自動車）	○車齢 8 年超の貨物自動車等又は乗合自動車等 （軽油を燃料とする自動車については平成 17 年自動車排出ガス規制以前のものに限り、ガソリン又は LP ガスを燃料とする自動車については平成 16 年自動車排出ガス規制以前のものに限る。）	
新車（買い替え後の自動車）	○次のいずれかの自動車であること。 ・天然ガス自動車（バイフューエル自動車を含む。） ・電気自動車、燃料電池自動車 ・軽油、ガソリン又はLPガスを燃料とする自動車（ハイブリッド自動車を含む。）で、最新規制排出ガス（NOx・PM）基準に適合したもの ※ただし、 <u>最新規制適合自動車への代替を目的とする国の補助の対象となる車両は、本市の補助の対象外</u> となります。	
	○車両総重量が旧車の 1.5 倍を超えないこと。	
旧車・新車 共通	○事業に使用するものであること。 ○所有者、使用者が変わらないこと。 ※ただし、補助対象者が所有する旧車を廃車し、リースにより新車を導入する場合や、旧車の使用者と新車の所有者（リースの場合は使用者）が同一の補助対象者の場合も対象になります。 ○使用の本拠の位置が名古屋市内であること。	
	○車両総重量が 3.5t 超であること。 ○用途、車体の形状が変わらないこと。	○乗車定員が 11 人以上（車いす移動車にあっては 10 人以上）であること。
その他	○ <u>申請後、交付決定通知を受理してから、新車の新規登録・支払いを行うこと。</u> ○新車の新規登録を、旧車の自動車検査証の有効期間満了日の 6 カ月後までかつ令和 8 年 3 月 17 日までにすること。 ○新車の初度登録日の前後 6 カ月以内かつ令和 8 年 3 月 17 日までに旧車の <u>廃車（永久抹消）</u> を行うこと。 ※次の新車を購入する場合は、旧車の名義変更を廃車とみなすことができます。 ・天然ガス自動車 ・電気自動車、燃料電池自動車 ・軽油、ガソリン又はLPガスを燃料とする車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下の自動車で平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの ・軽油、ガソリン又はLPガスを燃料とする車両総重量 7.5 トン超の自動車で平成 27 年度燃費基準を満たすもの ○完了報告を令和 8 年 3 月 17 日までにすること。 ○自動車リース事業者が申請者の場合、当該自動車に係る自動車賃貸借契約中の賃貸借料金について、契約の相手方に補助金相当額が還元されること。	